

別表

事業の種類	対象森林又は対象木	実施基準	備考
ライフライン等の保全対策	森林法第2条に規定する森林であって、次の全てに該当するもの ・ ライフライン等から樹高の概ね2倍の距離（ただし、保全対象に被害を及ぼす恐れがあり、特に局長が必要と認めた場合はこの限りでない。）までの森林 ・ 原則として、過去に信州の森林づくり事業（みんなで支える里山整備事業）のうち、ライフライン等保全対策により処理を行っていない箇所	・ 対象森林のうち、倒木時にライフライン等に影響を及ぼすものであって、枯損や樹幹の傾き、腐朽、損傷など倒木の危険性が高い木竹を選木し処理を行うものとする。 ・ 当該事業を実施しようとする市町村長は、予め現地調査等を行い、保全対象となるライフライン等の管理を行う者と実施区域や実施内容、実施時期など必要な事項の調整を行うものとする。 ・ 伐採後の処理等における補助対象経費については、原則として搬出集積までとする。	
観光地等の景観整備	森林法第2条に規定する森林であって、その場所が次のいずれかに該当するもの ・ 観光地等の不特定多数の利用者が訪れる場所（過去に観光地等魅力向上森林景観整備事業を実施した森林に係るものを除く。）	・ 要綱別表の2の（2）及び（3）について、支障木等は単木単位とし、守るべき景観が同一のものを1施行地とする。 ・ 原則として、過去に当該事業により整備を行った森林は対象としない。	

		・ 上信越自動車道、中央自動車道及び長野自動車道の沿線で、松くい虫等による被害木が全面に及んでいる場所		
緩衝帯の整備		森林法第2条に規定する森林であって、野生鳥獣の生息地と集落等の間に位置し、整備後の維持管理を含めて関係者の合意形成が図られている森林 ただし、森林に接する森林法第2条に規定する森林以外の場所（以下「森林以外」という。）であって、一体的な対策を行わなければ事業効果の発揮が困難かつ関係者の合意形成が図られている箇所にあつては、森林以外の面積が施行地全体の面積の3割以内の場合に限り対象として認める	・ 1施行地の面積は 0.1ha 以上を補助対象事業とする。なお、1施行地とは、原則として連続する区域とする。 ・ 対象森林のうち、鳥獣の移動経路や潜み場となる森林において、不用木及び下層植生の除去並びに伐採木の整理を行うものとする。 ・ 緩衝帯の幅（集落等からの奥行）は、概ね 10m 以上とする。 ・ 原則として、過去に当該事業により整備を行った森林は対象としない。	・ 第11第2項第3号に規定する書類は別紙2のとおりとする。 ・ 森林以外とは、住宅地もしくはこれに準ずる土地として使用される土地以外とし、関係法令に基づく必要な手続きを適切に行った上で事業を実施するものとする。
森林の病虫害被害対策	枯損木の利活用	森林法第2条に規定する森林であって、その樹木が次のいずれかに該当するもの ・ 松くい虫被害により枯損及び衰弱したアカマツ ・ カシノナガキクイムシにより枯損及び衰弱した広葉樹	枯損木を択伐的に処理することを原則とする。ただし、枯損木が衰弱木・健全木と混交している場合においては、面的な対策として枯損木と衰弱木等とを同時に処理できるものとする。	

	森林外 被害木処理	森林法第 5 条に規定する地域森林計画対象森林以外の森林で発生した松くい虫被害木。ただし、個人宅敷地内、会社・工場等の敷地内、鉄道敷、国・県が管理する道路、河川等の敷地内における被害木は、対象外とする。	松くい虫被害の拡大を防止する観点から、実施箇所が分散し広範囲にわたる場合であっても、実施単位を 1 施行地とすることができる。	
	未被害市町村 被害木処理	松くい虫被害の未被害市町村（森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 7 条の 10 第 1 項の規定による地区実施計画が策定された市町村以外の市町村）における被害木		